

I. 反対尋問

- 5 1. 物理的一体性がなく機能的一体性のみが存在するときは建造物の一体性についてどのように考えるか。
2. A 説への批判として未遂にとどまることは妥当でないという点をあげているが、なぜ未遂となることが妥当といえないのか。
3. 着火剤からたまたまサリンのような危険な物質が発生し公共の危険が生じた結果多くの人が死傷した場合、B 説(毀棄説)の立場からは放火罪は成立するか。
- 10 4. 物の燃焼は点火→客体に火が移る→炎を上げて客体が燃焼を始める→完全燃焼という経過を経るが、B 説(毀棄説)では上記のいかなる時点で「焼損」したとするのか。

II. 学説の検討

15 1. 建造物の一体性について

イ説について

この見解は物理的一体性が不十分な場合に補充的に機能的一体性を考慮するものである。しかし、日常生活において居住部分と一体として使用されているかという基準はかなり不明確であり、このような解釈は妥当でないため、機能的一体性を考慮すべきでない。

- 20 したがって、弁護側はイ説を採用しない。

ア説について

上述のように機能的一体性を考慮するのは不適切であるため、物理的一体性によって建造物の一体性を判断すべきである。

したがって、弁護側はア説を採用する。

25

2. 「焼損」の定義について

B 説(毀棄説)について

この見解は「焼損」が実質的には「公共の危険の発生」を測るものなのに、財産犯の基準を使用する点で妥当でない²。

- 30 したがって、弁護側はイ説を採用しない。

A 説(独立燃焼説)について

焼損概念については、それにより通常公共の危険が発生するかという視点を考慮することが要求されるが、建造物が独立燃焼を開始したことにより、そのような危険を肯定するこ

¹ 西田典之『刑法各論(第7版)』(弘文堂,2018年)320頁。

² 前田雅英『刑法各論講義(第5版)』(東京大学出版会,2011年)445頁。

とができる³。

したがって、弁護側はア説を採用する。

Ⅲ. 本問の検討

- 5 1. マンション内に立ち入った行為について邸宅侵入罪(刑法 130 条前段)が成立しないか。
- (1) 「邸宅」とは居住用の建造物で住居以外のものをさし、集合住宅における共有部分はこちらにあたる。本件のエレベーターはマンションの共有部分であるため「邸宅」といえる。
- (2) 「人の看守する」とは人が事実上管理・支配することをいう。本件のマンションには管理人がおり、管理していると考えられるため「人の看守する」といえる。
- 10 (3) 「侵入」とは住居権者の意思に反する立ち入りをいう。放火目的の立ち入りは通常であれば管理権者が立ち入りを容認することはない。甲はこの放火目的でマンション内に立ち入っており「侵入」したといえる。
- (4) 「故意(38 条 1 項本文)」とは構成要件該当事実の認識・認容をいうが、甲は自己の行為を認識しており「故意」があるといえる。
- 15 (5) よって、邸宅侵入罪が成立する。
2. ライターで新聞紙等に点火し、エレベーターの床上に投げ捨てた行為に現住建造物等放火罪(108 条)が成立しないか。
- (1) 「建造物」とは、屋根を有し壁または柱により土地に定着しているものをさす。エレベーターは屋根を有しているものの、上からワイヤーなどで吊り下げられているにすぎず土地に定着していないため、エレベーター自体は「建造物」とはいえない。
- 20 (2) もっとも、「建造物」と一体といえるときにはその「建造物」の一部として 108 条の客体になりうる。「建造物」と一体といえるかについて、弁護側はア説を用いて判断する。
- (3) 建造物との一体性を判断するにあたり、物理的一体性を要求するのは、物理的に一体ならば延焼の可能性が高いからである。確かにエレベーターを吊り下げるワイヤーはマンションに支えられており、エレベーターとマンションが繋がっているため物理的に一体であるといえないこともない。しかし、エレベーターの籠自体はマンションと接着しておらず、また本件のマンションは耐火構造を有しており延焼の可能性が高くなかった。よって、エレベーターとマンションは物理的に一体といえず延焼可能性も低いため、エレベーターは「建造物」であるマンションと一体とはいえない。そのため、エレベーターは 108 条の客体とならず、現住建造物等放火罪は成立しない。
- 25 (4) よって、同行為に建造物等以外放火罪(110 条 1 項)が成立しないか。
- (1) 先述のように本件のエレベーターは「建造物」ではなく 108 条及び 109 条に規定する物以外の物であるため、本罪の客体といえる。
- (2) 実行行為とは構成要件の結果を惹起する現実的危険性を有する行為をいう。そのため本罪の実行行為である「放火」とは「焼損」という結果を惹起する現実的危険性を有する
- 35

³ 山口厚『刑法各論(第 2 版)』(有斐閣,2010 年)384 頁。

行為をさす。

「焼損」について弁護側はA説(独立燃焼説)を採用する。「焼損」とは火が媒介物を離れ、客体において独立して燃焼を継続しうる状態にあることをいう。本件の甲の行為は、エレベーター内において、独立して燃焼を継続させる危険性がある行為のため、甲は「放火」したといえる。

(3) 火はエレベーター内の壁の化粧シートの一部を消失させたが、これ以外に火によって焼けたという結果は生じていない。ここから火は短時間で消えたものと推測でき、火は継続して燃焼をしたとはいえないため「焼損」したとはいえない。

(4) 本罪について、刑法上未遂罪は規定されていないため甲を罰することはできない(44条)。

(5) したがって、建造物等以外放火罪も成立しない。

4. しかし、本件行為に対して器物損壊罪(261条前段)を成立させることは出来ないか。

(1) エレベーターはマンション所有者の物であり「他人の物」といえる。

(2) 「損壊」とは物の効用を害する一切の行為をいう。エレベーターの化粧シートが剥がれ、修理が必要となり、物の効用が害されたといえる。また、これは甲がエレベーター内に放火したために引き起こされたため、甲の行為と因果関係もある。よって甲はエレベーターを「損壊」したといえる。

(3) もっとも甲は火がエレベーターの籠に燃え移ることを認識しており専ら放火の故意しかないと考えられる。そのような場合に甲に対し器物損壊罪について帰責させることは可能か。

「故意」とは客観的構成要件の認識・認容であるから、認識した事実と発生した事実が構成要件上異なれば原則として「故意」は認められない。しかし、構成要件上実質的に重なり合いが認められればその限度で「故意」が認められる。重なり合いは保護法益と行為態様から判断する。

放火罪の保護法益は生命・身体・財産への侵害という公共の危険であるのに対し、器物損壊罪の保護法益は財産であるので、共通している。また、両者は火を用いるという同じ行為によってそれぞれの結果を生じさせることが出来る。そのため、両者は器物損壊罪という限度で実質的な重なり合いがあるといえる。よって、甲には器物損壊罪の限度でその「故意」があるといえる。

(4) したがって、甲の行為に器物損壊罪が成立する。

IV. 結論

甲の行為に邸宅侵入罪と器物損壊罪が成立し、甲はその罪責を負う。両罪は目的手段の関係にあるため牽連犯(54条1項後段)となる。

以上